

第 38 号議案

加東市加古川流域滝野歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例制定の件

加東市加古川流域滝野歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 3 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市加古川流域滝野歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

加東市加古川流域滝野歴史民俗資料館条例（平成 18 年加東市条例第 98 号）の一部を次のように改正する。

別表中「第 6 条」を「第 5 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第38号議案 要旨

加東市加古川流域滝野歴史民俗資料館条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

加東市加古川流域滝野歴史民俗資料館条例(平成18年加東市条例第98号)の規定中、別表に引用条ずれが生じていることから、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

別表の引用条ずれを改めること。(別表関係)

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行				改 正 案			
別表（第 6 条関係）				別表（第 5 条関係）			
区分	観覧料			区分	観覧料		
	個人	団体	摘要		個人	団体	摘要
大人（高校生を含む。）	100円	80円	団体は、30人以上で引率者があること。	大人（高校生を含む。）	100円	80円	団体は、30人以上で引率者があること。
子人（小学生・中学生）	50円	30円		子人（小学生・中学生）	50円	30円	
備考 (1)・(2) (略)				備考 (1)・(2) (略)			